

# Financial Adviser

[ファイナンシャル・アドバイザー]

JAN. | 2017

No.218

www.kindai-sales.co.jp

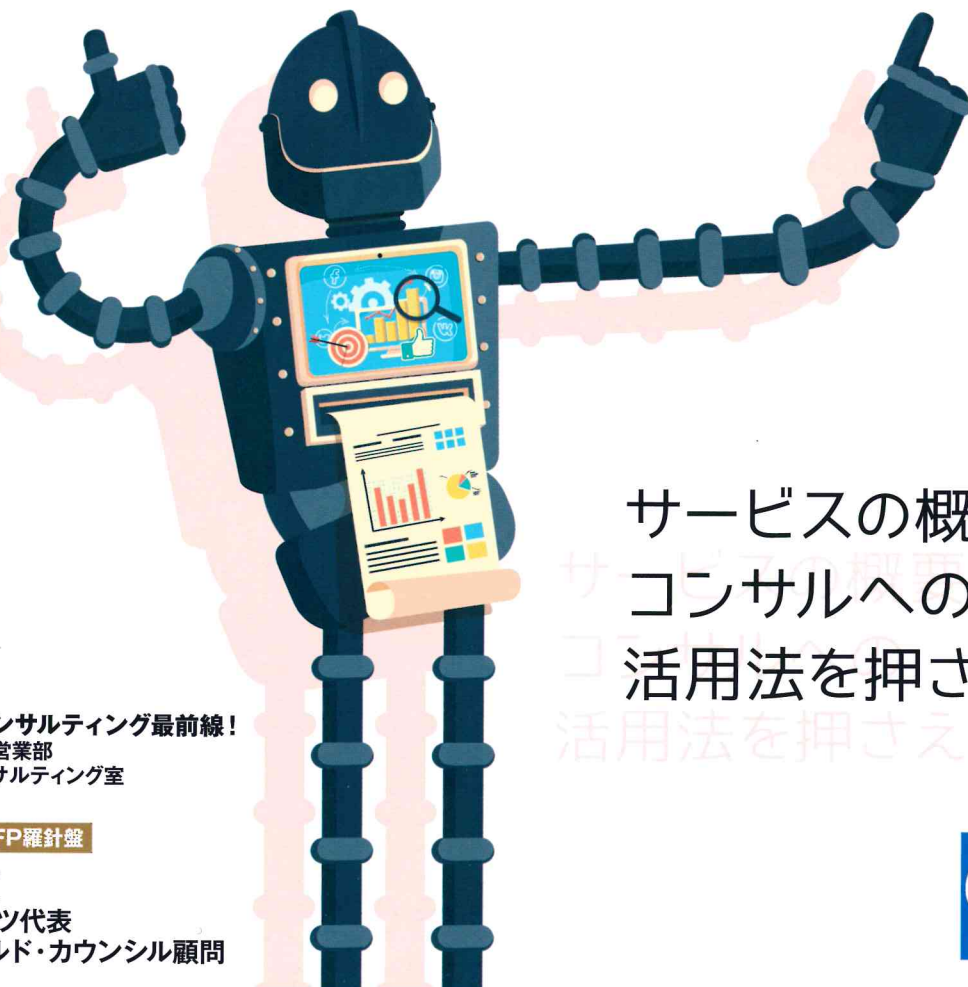
1

特別企画

トランプ政権誕生後のマーケットはこう読む!

年金受給資格期間の短縮で求められる  
お客さまへのプラスワンアドバイス

## ロボアドバイザーと進める 資産運用アドバイス



サービスの概要と  
コンサルへの  
活用法を押さえる

取材企画

レポート・FPコンサルティング最前線!  
第8回 京都銀行個人営業部  
資産活用コンサルティング室

巻頭インタビュー・FP羅針盤

森田隆大

森田アソシエイツ代表

ワールド・ゴールド・カウンスル顧問





# コンサル & セールス 事例集



**竹森現紗**

アリシア銀座法律事務所 代表弁護士  
相続診断協会 法務税務委員

大手渉外事務所での勤務などを経て2013年に銀座にアリシア銀座法律事務所を開業。相続・企業法務・離婚(男女トラブル)を3本の柱として業務を展開している。



## CASE2 遺留分の対象と減殺請求の手順

**Q** “「全財産は長女に相続させる」という遺言は有効なのか?、”

私は2人姉妹の次女です。私の母は数年前に他界し、父の面倒は同居している長女家族が見ていました。先日父が亡くなり、遺言が出てきたのですが、そこには「全財産は長女に相続させる」と記載されていました。私は父の遺産をもらえないのでしょうか。今後はどう対応すればよいですか。(Bさん、53歳、女性)

**A** あなたには「遺留分」がありますので、お父さんの残した遺産の4分の1を取得することが可能です。お姉さんに対して、遺留分の減殺請求を行ってください。お姉さんがこれに応じない場合には、家庭裁判所に調停を申し立てることになります。ただし、お父さまが残したお姉さん名義の死亡保険金は、遺留分の対象にはなりません。

**相** 談者をめぐるとの関係図は図表1のとおりである。相談者は2人姉妹の次女で、相談者の母親は、すでに他界していた。被相続人である父は、生前長女家族と同居しており、長女が父の面倒をみていた。相談者は、父が亡くなる半年ほど前に些細なことで父と口喧嘩をし、それ以降、父とは疎遠になっていた。

被相続人である父の遺産は1000万円の預金のみであったが、この他に被相続人は、生前自己を被保険者とする生命保険契約を結んでいた。被相続人は当初、生命保険の死亡保険金(500万円)の受取人を相談者にしてしたが、ちょうど半年前に被相続人と相談者が喧嘩をしたことをきっかけに、受取人を長女名義に変更していた。また、被相続人は遺言を残しており、その遺言には、全財産を長女に相続させる旨が記載されていた。本件において相談者が取り得

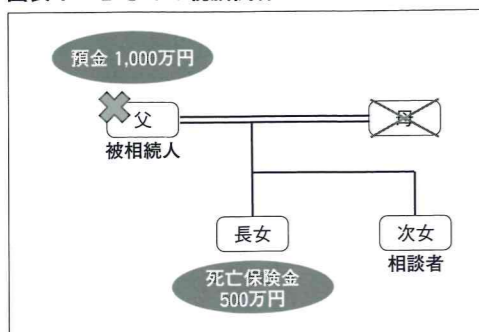
る対応としては遺留分の減殺請求があるが、その際、生命保険の死亡保険金が遺留分の算定の基礎となる財産にあたるかが問題となる。

### 相続開始前の1年間にされた贈与も遺留分算定の対象に

#### (1) 遺留分制度

遺留分制度とは、被相続人の相続財産について、一定の法定相続人に相続財産の一定の割合の承継を保障する制度であり、

図表1 Bさんの親族関係



図表2 民法の相続分と遺留分

順位	摘要	相続人	法定相続分	説明事項
第1順位		配偶者と子	配偶者 $\frac{1}{2}$ 子 $\frac{1}{2}$	・子が数人あるときは相続分は等分となる
第2順位		配偶者と直系尊属	配偶者 $\frac{2}{3}$ 直系尊属 $\frac{1}{3}$	・直系尊属が数人あるときは相続分は等分となる
第3順位		配偶者と兄弟姉妹	配偶者 $\frac{3}{4}$ 兄弟姉妹 $\frac{1}{4}$	・兄弟姉妹が数人あるときは相続分は等分となる ・父母の一方を同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の $\frac{1}{2}$ となる

(注) 兄弟姉妹以外の相続人は遺留分として以下の額を受けることができる(民法1028条)。

- ①直系尊属のみが相続人のときは被相続人の財産の法定相続分の  $\frac{1}{3}$
- ②①以外のときは被相続人の財産の法定相続分の  $\frac{1}{2}$

被相続人による財産処分(自由)と相続人の保護という見地から定められているものである。被相続人が法定相続人の遺留分を侵害する遺贈・贈与を行った場合には、自己の遺留分を侵害

された法定相続人は減殺請求をすることができ、遺留分を主張することのできる遺留分権利者は、兄弟姉妹以外の法定相続人である。民法では、遺留分権利者全体に遺され

るべき遺産全体に対する割合として、総体的遺留分が定められており、直系尊属のみが相続人である場合は、被相続人の財産の3分の1、その他の場合は、被相続人の財産の2分の1が遺留分となる。

個々の遺留分権利者が主張できる個別的遺留分の割合は、総体的遺留分の割合に法定相続分の割合を乗じた割合である(図表2)。

#### (2) 遺留分額の算定

遺留分算定の基礎となる財産は、被相続人が相続開始のときにおいて有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除した額である。

贈与については、相続開始前の1年間にされた贈与と当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知ってなされた贈与が対象となる。「損害を加えることを知って」とは、贈与当時の財産状態で遺留分を害すると



留分減殺による物件返還請求調停を申し立てる必要がある。遺留分減殺に関する紛争は、最終的には民事訴訟で解決されるべき問題であり、その場合の管轄裁判所は、相続開始のときにおける被相続人の普通裁判籍所在地の地方裁判所または簡易裁判所である。しかし、遺留分減殺請求事件は、家事事件手続法上の「家庭に関する事件」として家庭裁判所の調停を行うことができる事件であり、調停前置主義により、地方裁判所または家庭裁判所に訴えを提起する前に家庭裁判所の調停を経なければならぬ。

遺留分減殺による物件返還請求調停事件の管轄裁判所は、相手方の住所地の家庭裁判所または当事者が合意で定める家庭裁判所である。

家庭裁判所の調停が不成立になった場合には、地方裁判所に改めて遺留分減殺による物件返還請求訴訟を提起する必要がある。

求によることは要しない。遺留分減殺請求の意思表示がなされると、法律上当然に減殺の効力が生じ、遺留分を侵害する贈与や遺贈は侵害の限度で失効する。

### 死亡保険金請求権は 保険金受取人の固有の権利

本件では、父の遺産は1000万円のみにあつたが、被相続人の長女名義に変更されていた被相続人の死亡保険金(500万円)は、贈与とみなされ、遺留分減殺請求の対象となるであろうか。

この点、判例では、「自己を被保険者とする生命保険契約の契約者が死亡保険金の受取人を変更する行為は、民法1031条に規定する遺贈または贈与にあたるものではなく、これに準ずるものというこゝもできない」と判示している(最高裁判所一小法廷判決平成14年11月5日)。

### 法律知識を身に付けておけば リスクの早期発見につながる

ファイナンシャル・プランナーがコンサルティング業務を行う中で、クライアントが法的な紛争に巻き込まれているケースに遭遇することも少なくないであろう。その場合、ファイナンシャル・プランナーがクライアントの個別具体的な法律相談に乗ることはできない。

しかし、一般的な法律知識を身に付けておくことで、紛争となり得るリスクを早期に発見できる、弁護士に相談を勧めることができるなど、クライアントの利益が保たれることがある。

クライアントが紛争に巻き込まれている場合には、弁護士と連携を取りながら、コンサルティングを進めてほしい。

Information FA

## Financial Adviser

# プレゼント付き 読者アンケート実施中!

これまでより  
回答しやすくなりました!

「ファイナンシャル・アドバイザー」では、読者の皆さまからの声をより良い誌面づくりの参考にさせていただきたいと考えています。ご意見・ご要望をお待ちしております。

**パソコンからの回答方法**

[http://www.kindai-sales.co.jp/financial\\_adviser/questionnaires](http://www.kindai-sales.co.jp/financial_adviser/questionnaires) にアクセスし、アンケートページにお進みください。

**スマートフォンからの回答方法**

右のQRコードを読み取り、アンケートページにお進みください。



ご回答いただいたお客さまの中から抽選で毎月3名の方に1,000円分の図書カードをプレゼント!

この遺留分減殺請求権は、遺留分権利者が、相続の開始および減殺すべき贈与または遺贈があつたことを知ったときから1年間行使しないときは、時効によつて消滅する。相続開始のときから10年を経過したときも同様である。

遺留分減殺請求権の行使方法としては、受遺者や受贈者に対する意思表示の方法によつてなせばよく、必ずしも裁判上の請求によることは要しない。

その理由としては、①死亡保険金請求権は、指定された保険金受取人が自己の固有の権利として取得するのであって、保険契約者または被保険者から承継取得するものではなく、相続財産を構成するものではないこと、②死亡保険金請求権は、被保険者の死亡時に初めて発生するものであり、保険契約者の払い込んだ保険料と等価の関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないため、死亡保険金請求権が実質的に保険契約者または被保険者の財産に属していたものとみることができないことを挙げている。

よつて、被相続人の死亡保険金(500万円)は遺留分減殺請求の対象とはならず、遺留分算定の基礎となる財産は、父の遺産である1000万円の預金のみとなる。

本件における、相談者の遺留分は、1000万円×2分の1

(相対的遺留分の割合) × 2分の1 (法定相続分の割合) = 1000万円 × 4分の1 = 250万円である。

### 配達証明付内容証明郵便で 到達時期を明らかにしておく

遺留分減殺請求権の行使方法としては、相談者が長女に対し、遺留分減殺請求の意思表示を行うことで足りる。遺留分減殺請求の意思表示は、減殺すべき遺贈・贈与を特定し、当該遺贈・贈与を減殺すべき旨の積極的な意思を明らかにすることが必要である。

実務上は、消滅時効との関係で、遺留分減殺請求がいつ行われたかが争いになることが少なくないため、配達証明付内容証明郵便で遺留分減殺請求の意思表示を行い到達時期を明らかにしておくのがよい。

長女が遺留分減殺請求に応じない場合には、家庭裁判所に遺

留分減殺による物件返還請求調停を申し立てる必要がある。遺留分減殺に関する紛争は、最終的には民事訴訟で解決されるべき問題であり、その場合の管轄裁判所は、相続開始のときにおける被相続人の普通裁判籍所在地の地方裁判所または簡易裁判所である。しかし、遺留分減殺請求事件は、家事事件手続法上の「家庭に関する事件」として家庭裁判所の調停を行うことができる事件であり、調停前置主義により、地方裁判所または家庭裁判所に訴えを提起する前に家庭裁判所の調停を経なければならぬ。

遺留分減殺による物件返還請求調停事件の管轄裁判所は、相手方の住所地の家庭裁判所または当事者が合意で定める家庭裁判所である。

家庭裁判所の調停が不成立になった場合には、地方裁判所に改めて遺留分減殺による物件返還請求訴訟を提起する必要がある。